



マスターしておきたい

## 事故対応力アップのためのツール

---

- ①事故発生時の初動対応の学び
- ②リスクとなった問題を解決まで導くための保険活用の基本
- ③リスクの想定スキルアップのためのKYT  
(危険予知トレーニング)
- ④リスクの想定スキルアップのためのヒヤリハット  
(リスクの発見トレーニング)
- ⑤事故対応マニュアルの活用と見直し



## 初動のポイント

---

- 応急処置・緊急対応
- 事故の記録・報告
- 利用者・家族への報告と道義的謝罪

現象	起きていることそのまま・状況・状態・イラスト・写真
経過	起こった前後の状況・関わった人・時系列
事実	本当の原因・知り得たこと・調査、検証によってわかったこと



# 初動のポイント

## ■ 事故報告の内容・ポイント

いつ	日・時間・天気・前後の行動・〇〇中
どこで	場所・詳細な箇所
誰が	損害を負った人・損害を負わせた人・関係者
何をしていて	目的・場面・具体的な行動
なぜ	原因・過失・ミス・予期せぬ事態
どのように	損害の様子・わかりやすい場面
その他	思い当たること・前後の様子・知っていること

現象	起きていることそのまま・状況・状態・イラスト・写真
経過	起こった前後の状況・関わった人・時系列
事実	本当の原因・知り得たこと・調査、検証によってわかったこと



## グループワーク④

---

事故実例の報告をしてみましよう。  
また共有をしましよう



# 保険活用の基本

---

## ■賠償保険

保険契約者が、身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った事故

身体:対人事故      財物:対物事故

## ■傷害保険

保険契約者が、事前に対象としていた人が身体に傷害を負った事故

自ら傷害を負う:傷害保事故・自損事故

# 4 お支払いの対象となる損害の範囲とお支払い基準

## 🚗 傷害による損害

- ◆ お支払い限度額：被害者の方 1名につき 120万円
- ◆ 損害の範囲とお支払い基準

損害項目	内容	お支払い基準	必要書類	
治療関係費	治療費	必要かつ妥当な実費	◆ 診断書、診療報酬明細書等 ◆ 柔道整復の場合には施術証明書・施術費明細書	
	看護料	入院中の看護料 (原則として12歳以下の子供に近親者等が付添った場合)  自宅看護料または通院看護料 (医師が看護の必要性を認めた場合または被害者が12歳以下の場合)	1日につき <b>4,200円 (4,100円)</b>  必要かつ妥当な実費 近親者は1日につき <b>2,100円 (2,050円)</b>	◆ 医師の要看護証明 (診断書に記載してもらいます) ◆ 看護人、付添者からの請求書・領収証 ◆ 付添看護自認書 (近親者の付添の場合)
	諸雑費	入院中の諸雑費	原則として 入院1日につき <b>1,100円</b>	◆ 領収証 (左記の金額を超える場合のみ必要です)
	入退院・通院交通費	入退院・通院に要した交通費	必要かつ妥当な実費	◆ 通院交通費明細書 ◆ 領収証(タクシー利用の場合) ※P.12をご参照ください。
	義肢等の費用	義肢・メガネ・コンタクトレンズ・補聴器・松葉杖の費用 など	必要かつ妥当な実費 (眼鏡・コンタクトレンズの費用は50,000円(税抜)が限度)	◆ 領収証 ◆ 医師の証明書
文書料	交通事故証明書 被害者側の印鑑証明書 住民票等の発行手数料	必要かつ妥当な実費 (発行手数料)	◆ 領収証	
休業損害	事故による傷害のために発生した収入の減少 (欠勤による賞与減額、有給休暇を使用した場合、家事従事者の場合を含みます。)	1日につき <b>6,100円 (5,700円)</b> これ以上に収入減の立証がある場合は19,000円を限度として実額  パートタイマー・アルバイト・日雇労働者の方は、1日あたりの平均収入額によってはお支払い金額が6,100円(5,700円)/日を下回ることがあります。	◆ ※P.12をご参照ください。	
慰謝料	精神的・肉体的な苦痛に対する補償	1日につき <b>4,300円 (4,200円)</b> 慰謝料の対象となる日数は、治療期間の範囲内で実治療日数の2倍に相当する日数(但し、あんま、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師の施術は実施日数)	◆ 診断書、診療報酬明細書、柔道整復の場合には施術証明書・施術費明細書(治療費のご請求用にご提出いただく場合は重ねてのご提出は不要です)	
その他の費用	治療関係費以外で事故発生場所から医療機関まで被害者を搬送するための費用など	必要かつ妥当な実費	◆ 領収証	

※〔 〕内の金額は2020年3月31日以前に発生した事故に適用される金額となります。

**(ご注意)** 自賠責保険の請求手続きのために要した費用(郵送料、通信費、交通費、振込手数料等)や、手続きのために休業したことによる収入の減少はお支払いの対象となりません。

## 🚗 後遺障害による損害

後遺障害とは、事故によって身体に回復が困難と見込まれる障害で労働能力や日常生活に支障があると認められる状態をいいます。

### ◆ お支払い限度額(単位：万円)

介護を要する後遺障害*	施行令別表第1		施行令別表第2													
	1級	2級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	12級	13級	14級
	4,000	3,000	3,000	2,590	2,219	1,889	1,574	1,296	1,051	819	616	461	331	224	139	75

\*「神経系統の機能または精神」「胸腹部臓器」のいずれかに著しい障害を伴い、介護を要する後遺障害

### ◆ お支払い内容

損害項目	内容	お支払い基準	必要書類
逸失利益	労働能力が減少したために将来発生するであろう収入の減少	収入および各等級(1～14級)に応じた労働能力喪失率、喪失期間等により算定	◆ 後遺障害診断書 ◆ 確定申告書(与) 源泉徴収票 等 所得額を証明する資料
慰謝料等	精神的・肉体的な苦痛に対する補償	障害の程度に応じて以下のとおりとなります。 別表第1：第1級 <b>1,650万円 (1,600万円)</b> 第2級 <b>1,203万円 (1,163万円)</b> 別表第2：第1級 <b>1,150万円 (1,100万円)</b> ～第14級 <b>32万円 ( 32万円)</b> 別表1に該当する後遺障害の場合は、初期費用として1級：500万円、2級：205万円が加算されます。 被災者がある場合は、1級～3級の慰謝料に一定額が加算されます。	

※〔 〕内の金額は2020年3月31日以前に発生した事故に適用される金額となります。

## 🚗 死亡による損害

### ◆ お支払い限度額：被害者の方 1名につき 3,000万円

死亡に至るまでの傷害により生じた損害については、「傷害による損害」をご参照ください。

### ◆ お支払い内容

損害項目	内容	お支払い基準	必要書類
葬儀費	通夜、祭壇、火葬、埋葬、墓石などに要する費用(墓地、香典返しなどは含まれません)	<b>100万円 (60万円)</b> …これ以上の立証がある場合は <b>100万円</b> の範囲内で必要かつ妥当な実費	◆ 領収証 【領収証…60万円以上の損害がある場合のみ】
逸失利益	被害者が死亡しなければ将来得ることができたと考えられる収入額から本人の生活を控除したものの	収入および就労可能期間・被扶養者の有無等を考慮のうえ計算します。	◆ 死亡診断書(死体検案書) ◆ 源泉徴収票、確定申告書(与) など収入額を証明できる資料
慰謝料	被害者本人の慰謝料  遺族の慰謝料 (遺族慰謝料請求権者[被害者の父母・配偶者・子]の人数により金額が異なります)	<b>400万円 (350万円)</b>  請求権者 1名の場合 …… <b>550万円</b> 2名の場合 …… <b>650万円</b> 3名以上の場合 …… <b>750万円</b> 被害者に被扶養者がいるときはさらに <b>200万円</b> が加算されます。	◆ 省路のない戸籍(除籍)謄本(被害者の出生から死に至るまでの全記録が記載されているもの*)  *旧成人、遺族慰謝料請求権者を特定するために必要となります。 P.13をご参照ください。

※〔 〕内の金額は2020年3月31日以前に発生した事故に適用される金額及び内容となります。